

令和 7 年 第 5 回

武蔵村山市教育委員会定例会

令和 7 年 5 月 2 3 日

武蔵村山市教育委員会

令和7年第5回武蔵村山市教育委員会定例会

1 日 時 令和7年5月23日（金）

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時12分

2 場 所 武蔵村山市役所401大集会室

3 出席委員 池谷光二（教育長） 大野 順 布

杉原 栄 子 比留間 雅 和

潮 美 和

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 鈴木 義雄 学校教育担当部長 高瀬 隆太郎

教育総務課長 佐藤 哲郎 教育施設担当課長 櫻井 謙次

指導・教育センター担当課長 加藤 由裕 文化振興課長 廣末 聡

スポーツ振興課長 石川 篤 図書館長 児玉 眞一

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策係 濱谷 綾祐

牧瀬友紀子

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第30号 令和7年度教育予算の補正（第2号）の申出に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第31号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第32号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任免等に係る臨時代理の承認について
- 7 議案第33号 令和7年度教育予算の補正（第3号）の申出について
- 8 議案第34号 武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則の一部を改正する規則について
- 9 議案第35号 武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程について
- 10 その他

◎開会の辞

○池谷教育長 本日の会議に際しまして、1名の方から傍聴の申出があり、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので報告いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

これより、令和7年第5回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎日程第1 会期の決定

○池谷教育長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思えます。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○池谷教育長 日程第2、前回会議録の承認を議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

本日の会議録の署名は、潮委員にお願いいたします。

◎日程第3 教育長報告

○池谷教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、令和7年度実施 令和6年度武蔵村山市教育委員会事務事業点検及び評価についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、令和7年度実施 令和6年度武蔵村山市教育委員会事務事業点検及び評価について御報告させていただきます。

教育委員会が行う事務事業につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき管理及び執行の状況を点検及び評価することとされており、本年度も所管課による一次評価及び有識者による二次評価を行う予定でございます。

なお、点検及び評価の対象とする事務事業につきましては、第三次教育振興基本計画に掲載されている事務事業を網羅するため、一次評価においては、複数の事務事業で構成する全ての具体的施策について実施することとしておりますが、二次評価につきましては、複数の具体的施策で構成する全16の基本施策のうち各年度4施策程度を有識者会議において選定し、二次評価を実施することとしております。

なお、本年度につきましては、資料の「2 実施方法」に記載しております「学力向上策の推進」、「『学校2020レガシー』の構築に向けた取組の推進」、「学校・家庭・地域の協働体制の構築」、「教職員の質の向上と教員の『働き方改革』の推進」及び「スポーツ・レクリエーション活動の推進」について二次評価を実施することとしております。

なお、今後の予定につきましては、7月下旬までに評価結果を取りまとめ、8月の定例会において議案として上程し、議決後、9月の市議会定例会において報告を行う予定でございます。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、2点目でございます。

児童・生徒数及び学級数（学校基本調査）についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、令和7年5月1日現在の児童・生徒数及び学級数の状況につきまして御報告させていただきます。

4月に開催されました教育委員会定例会におきまして、本年4月7日現在の児童・生徒数及び学級数につきまして御説明させていただきましたので、その後の児童・生徒数及び学級数の変動につきまして御説明させていただきます。

初めに、小学校でございますが、第一小学校及び第二小学校でそれぞれ2人の増、第八小

学校で 10 人の増、総数で 14 人の増となっております。

次に、特別支援学級における児童数でございますが、こちらは変動はなかったため、小学生の全児童数につきましては 3,613 人となっております。なお、学級数につきましては、村山学園第四小学校の日本語学級の 2 学級及び第九小学校の難聴 1 学級、言語障害 3 学級、合わせて 6 学級を項番 1 の小学校の表に掲示をしておりましたが、学校基本調査の集計方法に合わせ、未計上としたため、総数で 6 学級の減となっております。

次に、中学校でございますが、第一中学校及び第五中学校でそれぞれ 2 人の増、総数で 4 人の増となっております。

次に、特別支援学級における生徒数でございますが、こちらは変動がなかったため、中学校全生徒数につきましては 1,844 人となっております。なお、学級数につきましては変動はございません。

次に、項番 3、日本語学級通級児童数につきましては 1 人の増となっており、その他に変動はございませんでした。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、3 点目でございます。

令和 6 年度市立中学校卒業生進路状況（学校基本調査）についてでございます。

資料 3 を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、令和 6 年度市立中学校卒業生進路状況（学校基本調査）につきまして御報告させていただきます。

各中学校別の高等学校等進学者、専修学校等、就職者、その他の進路状況でございます。

初めに、表の左下の合計欄を御覧ください。

令和 6 年度市立中学校卒業生数でございますが、男子 336 人、女子 347 人、合計 683 人で、令和 5 年度の 701 人と比較して 18 人の減でございます。

まず、高等学校等進学者でございますが、全日制につきましては、国・公立高等学校へは 403 人で、卒業生全体から見た割合は約 59%、私立高等学校へは 151 人で約 22.1%でございます。

次に、公立・私立を合わせた定時制につきましては 39 人で約 5.7%でございます。

高等専門学校、特別支援学校など、その他の進学先については、資料にお示しのとおりで

ございます。

また、市内に所在する公立高等学校への進学者数は 108 人で、公立高等学校進学者総数の約 26.8%、昨年度と比較して 7 ポイントの増となっております。

また、市内に所在する私立高等学校への進学者数につきましては 26 人で、私立高等学校進学者総数の約 17.2%、昨年度と比較いたしますと約 12 ポイントの増となっております。

報告は以上でございます。

○池谷教育長　続きまして、4 点目でございます。

叙位・叙勲被伝達者についてでございます。

資料 4 を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

高瀬学校教育担当部長、お願いします。

○高瀬学校教育担当部長　それでは、叙位・叙勲被伝達者について御報告をさせていただきます。

まず、青木薫様は、平成 2 年 4 月から武蔵村山市立第一中学校の学校長として 3 年間、第五中学校の学校長として 5 年間勤務し、この間の学校経営、学校運営の充実に対する多大な貢献が認められ、瑞宝双光章を受賞されたものでございます。

次に、高橋徹様は、昭和 58 年 4 月から令和 6 年 3 月までの 40 年間、第九小学校等の学校歯科医として従事され、この間の歯科保健教育の充実に対する多大な貢献が認められ、瑞宝双光章を受賞されたものでございます。

報告は以上でございます。

○池谷教育長　続きまして、5 点目でございます。

歴史民俗資料館及び分館の臨時休館についてでございます。

資料 5 を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

廣末文化振興課長、お願いします。

○廣末文化振興課長　それでは、歴史民俗資料館及び分館の臨時休館について御報告いたします。

資料 5 を御覧ください。

歴史民俗資料館及び分館では、収蔵資料等を適正に保存するため、ガスくん蒸消毒を実施いたします。つきましては、消毒期間中、来館者、職員の健康面に配慮する必要があること

から、歴史民俗資料館及び分館について、それぞれ臨時に休館することといたしますので、お知らせいたします。

休館期間につきましては、歴史民俗資料館及び分館、いずれも令和7年5月30日（金）から6月6日（金）までとなります。

休館中の連絡先は、文化振興課生涯学習係といたします。

市民への周知につきましては、市報5月15日号及び市ホームページで告知しております。

なお、本来であれば、4月の定例会にて報告させていただくものでございますが、契約の関係から施工業者及び日程が確定しなかったことから、5月の定例会での報告となってしまったこととお詫び申し上げます。

報告は以上でございます。

○池谷教育長　続きまして、6点目でございます。

令和7年度少年少女スポーツ大会第55回少年野球大会の開催についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

石川スポーツ振興課長、お願いします。

○石川スポーツ振興課長　それでは、令和7年度少年少女スポーツ大会第55回少年野球大会の開催につきまして御報告いたします。

開催日につきましては、令和7年6月15日（日）から6月29日（日）までの土曜日、日曜日で、7月5日（土）を予備日としてございます。

会場につきましては、総合運動公園運動場の第1運動場及び第3運動場で開催をいたします。

主催は武蔵村山市教育委員会、主管は武蔵村山市少年野球連盟でございます。

開会式につきましては、6月15日（日）、午前9時から総合運動公園運動場第3運動場で行う予定でございます。なお、雨天の場合につきましては、開会式を中止といたしまして、試合は翌週に順延いたします。

試合開始は、開会式直後の試合開始につきましては午前9時45分、それ以外の試合につきましては午前9時15分、参加チームにつきましては、資料にお示しのとおりでございます。

なお、閉会式につきましては、大会最終日に総合運動公園運動場第3運動場で実施をする予定でございます。

報告につきましては以上でございます。

○池谷教育長　続きまして、7点目でございます。

姉妹都市交流事業第19回栄村駅伝大会についてでございます。

資料7を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

石川スポーツ振興課長、お願いします。

○石川スポーツ振興課長　それでは、姉妹都市交流事業第19回栄村駅伝大会につきまして御報告いたします。

第19回栄村駅伝大会につきましては、令和7年7月6日（日）に開催を予定しております。姉妹都市である栄村村民とのスポーツ交流を行うことを目的に、武蔵村山市から3チームを派遣いたします。

参加対象につきましては、高校生以上の市民としておりますが、毎年、小学生と中学生の男女各2人ずつ、合計8名の参加をお願いしております。

チーム編成につきましては、小学生、中学生、一般市民で編成された2チームと一般市民のみの1チーム、合計3チームでございます。

なお、一般市民につきましては、公募により募集をいたします。

参加選手は、大会前日の7月5日（土）の午前中に市役所を出発し、6日（日）の夕方に帰着予定でございます。

参加費は無料でございますが、初日の昼食代は自己負担となっております。

宿泊先につきましては中条温泉トマトの国で、スポーツ振興課職員とスポーツ推進委員が同行する予定でございます。

また、参加者及び保護者に対しましては、6月26日（木）に事前説明会を行う準備を進めております。

報告につきましては以上でございます。

○池谷教育長　教育長報告は以上でございます。

8点目のその他でございますが、特に報告等はございません。

教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員　それでは、3点お願いいたします。

1点目は、資料2の令和7年度児童・生徒数及び学級数の状況についてです。

子供たちの成長過程で一人一人の状況に合わせて適切な教育や支援を受けられるというの

は、その子のよさを伸ばし、未来を拓くために重要なことだと思います。特に特別支援学級というのは様々な状況に合わせて適切な教育が必要なわけですが、そのような教育を受けられるというのは子供にとっても保護者にとってもうれしいことだと思います。

今年の3月の卒業式で雷塚小学校に参りましたけれども、通常学級も特別支援学級の子供たちもみんなそれぞれ自信を持って大変立派だと思いました。特別支援学級というのは本当に必要であり、子供たちが不安を感じたりすることがないように、充実をお願いできればと思っています。

2点目は、資料3の令和6年度市立中学校卒業生進路状況についてです。

3年間という短い間に一人一人の生徒の特性や個性を伸ばして次の進路につなげて支援をしていくということは大変なことだと思います。今年、卒業式で大南学園第四中学校に参りましたけれども、子供たちはみんな誇りを持って巣立っていったということを大変頼もしく思いました。

なかには日比谷高校に進学したお子さんもいらっしゃって、学区外といってよいか分かりませんが、そのような状況の見えにくい中で先生方が励まし、伸ばして下さったことに大変感謝いたします。

大南学園第四中学校は、この表を見ますと、進路先が「その他」の子供がおりません。105名の生徒が全員、国公立、私立、定時制、その他の学校に進学しているということで、大変素晴らしいことだと思います。

ほかの中学校には進路先が「その他」の子供たちが数名いらっしゃって、この子供たちはどうしたのだろうか、今現在、どこにいるのだろうかと案じてしまいます。ぜひ、この子供たちの状況を把握して、教育委員会に支援をお願いしたいと思います。子供たちが未来に向けて自分の未来を拓いていく、そういう希望を持って巣立つ春であってほしいと思いますので、これはぜひお願いしたいと思います。

3点目は、資料6の令和7年度少年少女スポーツ大会第55回少年野球大会についてです。

少子化で1校だけではチーム編成ができない状況の中で、九小と雷塚小は合同チームを編成して参加しているということで、子供たちにとっては活躍できる場が保障されており、とてもよいことだと思います。村山学園第四小学校や第十小学校はなかなかそれができなかったのだろうと思っています。子供たちが活躍できる場面があることや野球などチームプレーで楽しみながら学び合えるというのは、とても素晴らしいことだと思います。状況は分かりませんが、これもなかなか難しくありますけれども、ぜひ支援のほうをお願いしたいと思います。

います。

以上です。

○池谷教育長 その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって教育長報告を終わります。

◎日程第４ 議案第３０号 令和７年度教育予算の補正（第２号）の申出に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第４、議案第３０号 令和７年度教育予算の補正（第２号）の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第３０号の提案理由を説明させていただきます。

令和７年度教育予算について、歳入で雑入、歳出で教育総務費に補正の申出をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第３条第１項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上御承認を賜りたくお願い申し上げます。

鈴木教育部長、お願いします。

○鈴木教育部長 それでは、議案第３０号 令和７年度教育予算の補正（第２号）の申出に係る臨時代理の承認につきまして御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、令和７年度武蔵村山市一般会計補正予算（第２号）に係る教育予算につきまして、歳入において２千円を、歳出において２,２０３千円を増額するものでございます。

A４横版の第２号補正参考資料を御覧いただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、２１款諸収入につきましては、ＡＬＴの報酬額を改定することに伴う雇用保険料負担金を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。

９款１項３目教育指導費につきましては、ＡＬＴの報酬額を増額するものでございます。

以上、議案第３０号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 30 号 令和 7 年度教育予算の補正(第 2 号)の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第 5 議案第 31 号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第 5、議案第 31 号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 31 号の提案理由を説明させていただきます。

教育委員会事務局職員を任命する必要がある、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上御承認を賜りたくお願い申し上げます。

鈴木教育部長、お願いします。

○鈴木教育部長 それでは、議案第 31 号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命に係る臨時代理の承認につきまして御説明いたします。

本件につきましては、令和 7 年 4 月 24 日付で市長から協議があり、回答する必要が生じましたが、会議を開催する時間的余裕がないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、同日付で臨時代理をいたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき、御承認をお願いするものでございます。

別紙を御覧ください。

5 月 1 日付の人事異動に伴う任命が 1 名でございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 31 号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第 6 議案第 32 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命等に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第 6、議案第 32 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命等に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 32 号の提案理由を説明させていただきます。

人事異動に伴い、委員の任免等をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する

事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上御承認を賜りたくお願い申し上げます。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、議案第32号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命等に係る臨時代理の承認につきまして御説明いたします。

学校運営協議会委員の委嘱につきましては、令和7年3月の定例会で議決をいただいておりますが、任命の取りやめや新たな委員の任命が必要となりましたが、会議を開催する時間的余裕がなかったことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定に基づき、臨時に代理いたしましたので、別紙のとおり教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、各学校の状況につきましては、別紙にお示ししたとおりでございますので、御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第32号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命等に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第 7 議案第 33 号 令和 7 年度教育予算の補正（第 3 号）の申出について

○池谷教育長 日程第 7、議案第 33 号 令和 7 年度教育予算の補正（第 3 号）の申出についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 33 号の提案理由を説明させていただきます。

令和 7 年度教育予算について、歳入で都補助金及び委託金、歳出で教育総務費、小学校費、中学校費及び保健体育費に補正の申出を必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上御決定くださるようお願いいたします。

鈴木教育部長、お願いします。

○鈴木教育部長 それでは、議案第 33 号 令和 7 年度教育予算の補正（第 3 号）の申出につきまして御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、令和 7 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 3 号）に係る教育予算につきまして、歳入において 4,628 千円を、歳出において 6,709 千円を増額するものでございます。

A 4 横版の第 3 号補正参考資料を御覧いただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、16 款都支出金につきましては、補助金として笑顔と学びの体験活動プロジェクト子供企画型補助金及び区市町村スポーツ推進事業費補助金を、委託金としてデジタルを活用したこれからの学び推進地区事業委託金を計上するものでございます。

次に、歳出でございます。

まず、9 款 1 項 3 目教育指導費の教育指導管理経費につきましては、第三中学校において、あすチャレ！ジュニアアカデミーに参加するための負担金を計上するものでございます。

次に、その下に記載する経費につきましては、先ほど歳入で説明させていただきました補助金、または委託金を活用し、村山学園第四小学校及び第三小学校において、それぞれ事業を実施するための経費を計上するものでございます。

次に、2 項小学校費及び 3 項中学校費につきましては、樹木健全度調査の結果、倒木等のおそれがあると判定された桜の伐採に係る経費を計上するものでございます。

次に、6 項保健体育費、1 目保健体育総務費につきましては、老朽化した庁用自動車の廃車に伴い、新たに庁用自動車を借り上げる経費を計上するものでございます。

以上、議案第 33 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

大野職務代理人、よろしくお願いいたします。

○大野職務代理人 私からは、小学校費と中学校費にあります樹木伐採の予算について質問でございます。

近年、腐食した樹木の倒壊で死傷事故が発生したというニュースを度々耳にするようになりましたけれども、そのたびに本市はどうかと気になっていたところでございます。そうした中、昨年度に樹木調査を行い、今回、危険性があると判断された樹木を伐採することになったことは、小・中学校の安全を確保する上で大変喜ばしいことと思っております。

しかしながら、教育委員会の施設は小・中学校だけではなく、そのほとんどは不特定多数の市民の方が利用する施設で、かつ施設内には樹木もあると思います。これら施設につきましても小・中学校と同様の対応が望ましいと思ったところですが、今後の対応といえますか、計画などがあるのかどうかについてお教えてください。

○池谷教育長 鈴木教育部長、お願いします。

○鈴木教育部長 答えいたします。

現在、教育委員会では各地区の学習等供用施設、図書館、総合体育館などの施設を所管しております。そういった施設の樹木に関しましては、基本的に目視をしているところでは、倒木のおそれがあるような樹木はございません。ただし、台風などの影響により、時々折れてしまうようなことはございます。そういったこともございますので、今後、特に大きな樹木に関しては考えていかなければいけないと考えております。

以上でございます。

○池谷教育長 大野職務代理人、いかがでしょうか。

○大野職務代理人 ありがとうございます。

何か事が起こると、その管理責任が問われるのは当然のことでございますけれども、その意味で、見た目だけではない科学的な調査に基づいた今回の対応というのは、私としては大いに評価したところでございます。

残念ながら、今のところ、ほかの施設での計画はないということでございますけれども、それにつきましては費用もかかることですので、この方法に固執して、どうこうせよというつもりはございません。方法はお任せいたしますので、意識して、日頃の管理の徹底に努め

ていただければと思ったところでございます。よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 33 号 令和 7 年度教育予算の補正(第 3 号)の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

**◎日程第 8 議案第 34 号 武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則の一部
を改正する規則について**

○池谷教育長 日程第 8、議案第 34 号 武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 34 号の提案理由を説明させていただきます。

刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上御決定くださるようお願いいたします。

高瀬学校教育担当部長、お願いします。

○高瀬学校教育担当部長 それでは、議案第 34 号 武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則の一部を改正する規則について御説明させていただきます。

今回の改正につきましては、刑法の一部を改正する法律の施行等に伴い、禁錮以上の刑を

拘禁刑以上の刑に改め、本市の特定会計年度任用職員である外国語指導助手の報酬について、総務省、外務省、文部科学省の３省からのJETプログラム運用改善通知に基づき、報酬額の見直しを図り、通勤に係る費用弁償の額について改めるものでございます。

それでは、新旧対照表の１ページを御覧ください。

改正点として、第４条第３項中、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

また、６条第１項第１号中「28万円」を「33万5,000円」に改め、同項第２号中「30万円」を「34万5,000円」に改め、同項第３号中「32万5,000円」を「35万5,000円」に改め、同項第４号中「33万円」を「36万円」に改めるものでございます。

続きまして、新旧対照表の２ページを御覧ください。

別表（第８条関係）の通勤に係る費用弁償の額についても、記載のとおり改めるものでございます。

最後に、附則第１項について、第６条の報酬見直しは公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用するものでございます。

また、第４条第３項の改正規定は、同年６月１日から施行するものでございます。

附則第２項について、改正前の規定により支払われた報酬は、新規則第６条の規定による内払とみなすものでございます。したがって、４、５月分の報酬について、見直し後の報酬との差額の支払いを予定しております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第３４号 武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

**◎日程第 9 議案第 35 号 武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正
する規程について**

○池谷教育長 日程第 9、議案第 35 号 武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 35 号の提案理由を説明させていただきます。

子育て部分休暇の新設等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものでございます。

内容につきましては、学校教育担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上御決定くださるようお願いいたします。

高瀬学校教育担当部長、お願いします。

○高瀬学校教育担当部長 それでは、議案第 35 号 武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程について御説明させていただきます。

今回の改正につきましては、子供の看護休暇の取得事由が拡大されたことにより、休暇の名称を改めるとともに、子育て部分休暇の新設により、同休暇を追加するものでございます。

それでは、新旧対照表の 1 ページ、別表第 4 条関係を御覧ください。

改正点として、別表の事由の欄「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改め、介護時間の項の次に、事由の欄に「子育て部分休暇」を、表示の欄に「子部」を追加するものでございます。

最後に、附則でございますが、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 35 号 武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 10 その他

○池谷教育長 日程第 10、その他に入ります。

委員の皆様からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 これをもって、その他を終わります。

◎閉会の辞

○池谷教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和 7 年第 5 回教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前 10 時 12 分閉会